

東京の労働行政

Profile 2025

第1部	令和7年度の主な重点施策	2
第1	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	2
第2	人材確保の支援の推進、人への投資	5
第3	多様な人材の活躍促進	8
第4	職場環境改善に向けた取組	14
第5	労働保険適用徴収業務の適正な運営	18
第2部	労働局の組織と業務	19
第3部	労働基準監督署・ハローワークのご案内	20





働く人と職場の未来をつなぐ TOKYO2025

雇用環境・均等行政

誰もがその能力を十分に発揮し、仕事と家庭を両立させながら働くことができる社会を目指して、男女雇用機会均等の確保や、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくりに取り組みます。

- ◆非正規雇用労働者の処遇改善
- ◆女性活躍の推進
- ◆ハラスメント対策
- ◆働き方改革
- ◆フリーランスとして安心して働ける環境整備

労働基準行政

労働者が健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活がおくれることを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施に取り組みます。

- ◆労働条件の確保・改善
- ◆労働者の安全、健康確保
- ◆労災保険の給付
- ◆労働保険料の徴収、労働保険の加入促進

職業安定・人材開発行政

労働力需給のミスマッチの解消を図るための需給調整機能の強化、高齢者等の労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進、雇用保険制度の適正な運営並びに労働者の職業能力の開発及び向上などに取り組みます。

- ◆求職者に対する就職支援
- ◆求人者に対する充足支援
- ◆失業等給付の支給
- ◆スキル向上・キャリア開発支援
- ◆民間人材サービス事業の適正な運営の推進

第1部 令和7年度の主な重点施策

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

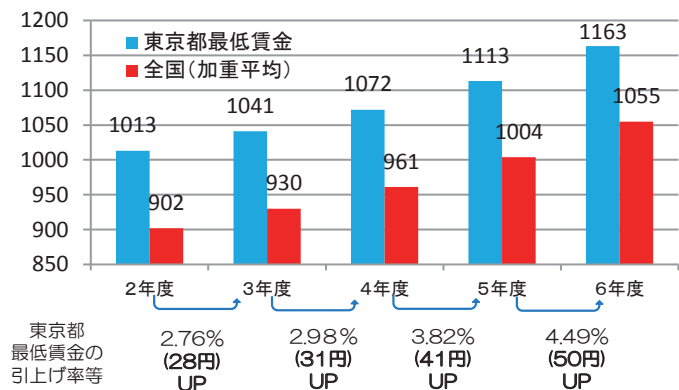
1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

■東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）の実施

令和7年1月29日に東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）を開催しました。鰐淵厚生労働副大臣、小池東京都知事をはじめ、行政機関、労使団体等の関係者が出席し、「賃金引上げに向けた取組について」をテーマに、賃上げに対する取組を中心に地域における重要な課題についての意見交換が行われました。



最低賃金額の推移（円）



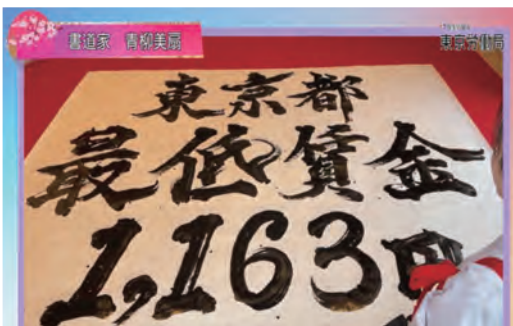
■最低賃金制度の適切な運営

1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正

時間額：1,163円（50円引上げ）

発効日：令和6年10月1日

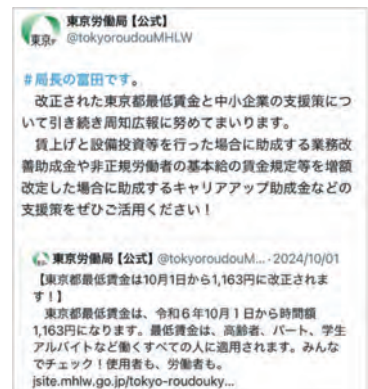
2 東京都最低賃金の周知広報



書道パフォーマンス動画による周知



車内ビジョンでの放映



東京労働局公式「X」への投稿



労使団体に対する周知要請



オリジナルキャラクター
【さいちん犬】

3 監督指導による最低賃金の履行確保



監督指導の様子

■中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

1 業務改善助成金

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様の生産性向上に向けた支援を行います。

活用例

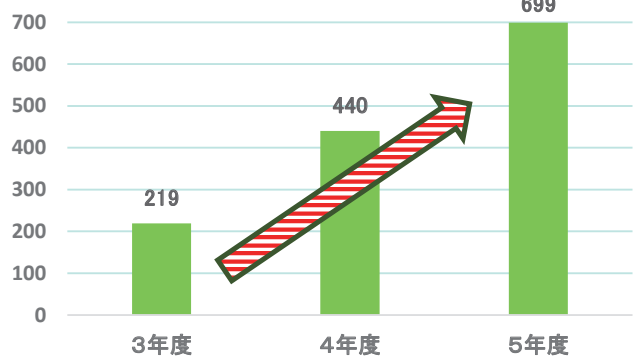
<飲食店>

料理の仕込みを効率化するため、高性能製氷機とコールドテーブル（作業台兼冷凍冷蔵庫）を導入。

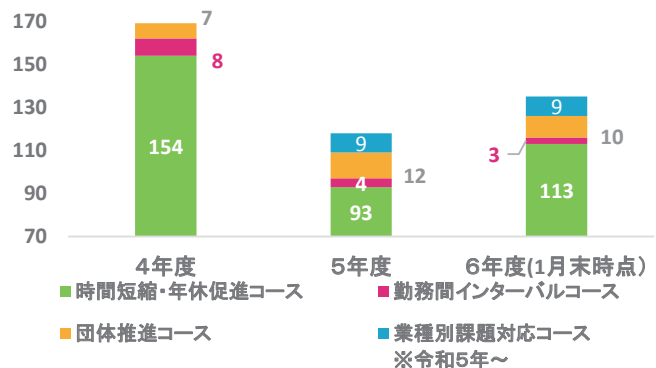
仕込み時間75%減
料理提供までの時間50%減

→ **全員の時給
90円up!** ↑

業務改善助成金交付決定件数（東京）



働き方改革推進支援助成金（主なコース別）
交付決定件数（東京）



2 働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様の支援を行います。

活用例

<歯科医院>

時間外・休日労働時間数を縮減し、月60時間以下に上限を設定。

時間単位の年次有給休暇の規定を導入。

口腔内の型取り作業等を効率化するため、口腔内スキャナーを新たに導入。

→ **36協定の時間外・休日労働時間数を月60時間以下に縮減!** ↓

●賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた取り組み事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金水準、政府の支援情報などを紹介しています。



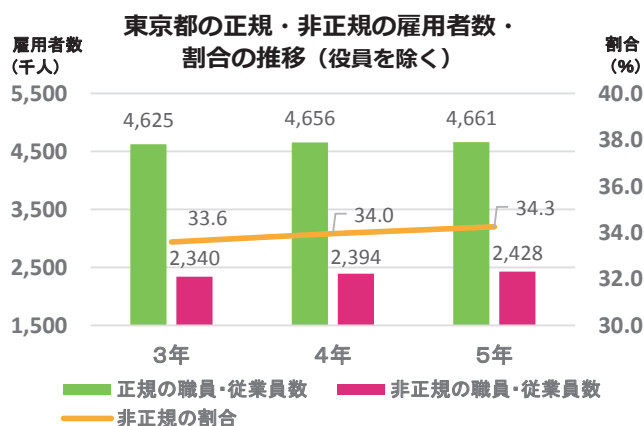
特設ページ

2 非正規雇用労働者への支援

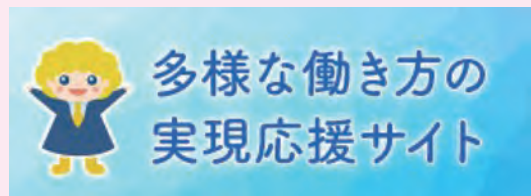
■非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

1 非正規雇用労働者の状況

東京の非正規雇用労働者の数・割合は増加傾向にある。



●多様な働き方の実現応援サイト



パート・アルバイト・契約社員等、非正規雇用労働者の待遇の改善と、職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員についての情報を掲載しています。



実現応援サイト

2 キャリアアップ助成金の活用勧奨

キャリアアップ助成金により、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくり等を後押しします。

主なコース

「正社員化コース」

…正社員化による賃上げ支援

「賃金規定等改定コース」

…賃金規定の改定による賃上げ支援

「社会保険適用時処遇改善コース」

…年収の壁を意識せずに働ける環境づくりの支援

3 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による監督指導において同一労働同一賃金について確認し、待遇の状況を把握した後、雇用環境・均等部において、パートタイム・有期雇用労働法に基づく不合理な待遇差の解消等に向けた指導を行います。



パートタイム・有期雇用労働法に基づく集団指導

●東京働き方改革推進支援センターとの連携

働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細やかな支援に連携して取り組みます。

	4年度	5年度	6年度 (12月まで)
相談件数	3,706件	3,880件	2,345件
セミナー開催回数	167回	195回	140回
コンサルティング件数	1,859件	2,932件	2,328件

東京働き方改革推進支援センターの支援状況

従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当者さま

キャリアアップ助成金で 年収の壁を突破しませんか

① 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
② 人材を長期で定着させたい
こんな悩みありませんか？

「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

いわゆる「106万円の壁」。
厚生年金、健康保険に加入することで、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない

その就業調整は不要です！
社会保険の加入の条件は、雇用契約時の所定内賃金で判断し、残業代などは含みません。
また、社会保険への加入とともに、従業員の収入を増加させる取り組みをすると、キャリアアップ助成金を受けられます。

キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に1人あたり
最大50万円を支援！

従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人当たり最大50万円を支援。
社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が続いています！

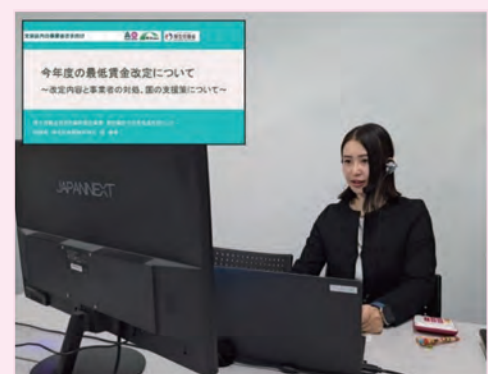
事業者のみなさんへ

パートタイム・ 有期雇用労働法 のあらまし

パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

多様な働き方の実現応援サイトでも最新情報を提供しています。
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

厚生労働省
都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）



オンラインによる中小企業向けセミナー

第2 人材確保の支援の推進、人への投資

1 人材確保の支援の推進

■人手不足対策

1 ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を推進するとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所訪問による事業所情報のきめ細かな収集を通じた分かりやすい求人票作りのサポートなど、求人充足に向けたサービスを強化し、求人者支援の充実を図ります。



2 人材確保・就職支援コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など人手不足分野のマッチング支援を強化するため都内8か所のハローワークに設置する「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、求人者・求職者双方の状況を踏まえた支援及び業界セミナーや施設見学・ツアー型就職面接会など、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。



人材確保・就職支援コーナー



建設業 業界セミナー



介護施設 施設見学会



面接会開催用にトレーラーハウスを導入

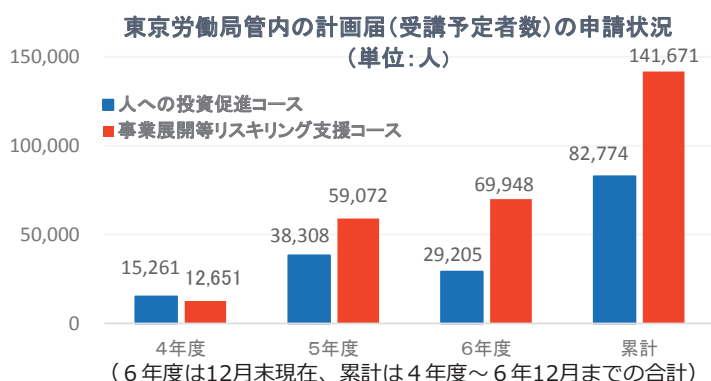
2 人への投資に関する取組

■企業における人材育成に対する支援

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対し、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させる訓練やデジタル人材の育成のための訓練などを実施した場合、**訓練経費や訓練期間中の賃金の一部（最大1億円）を助成する制度**です。

当助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」(*)については、**制度解説に関するYouTube動画やセミナーの開催等**を通じて制度の周知を行い、さらなる活用を勧奨するとともに、適正かつ迅速な支給決定を行います。

(※) 事業展開等リスキリング支援コースとは
…事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成されるコース



事業主向けセミナーの開催

■雇用保険制度の各種法改正

○教育訓練給付の拡充(令和6年10月1日施行)

専門実践及び特定一般教育訓練給付について、教育訓練の受講後に賃金の上昇や資格取得したなどの訓練効果が認められる場合、**従来の給付金に加えて受講費用の10%が追加で支給**されます。

これにより、個人の主体的なり・スキリング等を支援します。

○教育訓練休暇給付金の創設(令和7年10月1日施行)

自発的な能力開発のため、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための無給の休暇を取得した場合に、**休暇期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する給付金(教育訓練休暇給付金)**を支給します。令和7年10月の円滑な施行に向けて周知を図ります。

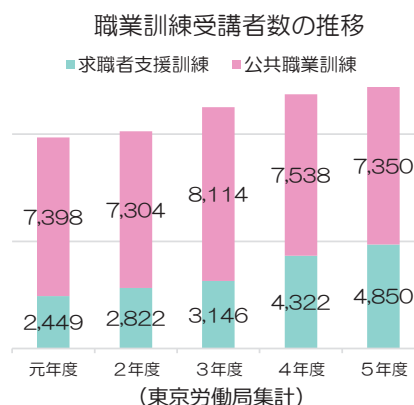
■ハロートレーニング

デジタル人材の育成及び人手不足分野等への円滑な労働移動のため、地域の人材ニーズを踏まえた**公的職業訓練(ハロートレーニング)**を計画、推進しています。

ハローワークでは職業訓練の魅力やメリットを発信するとともに、求職者一人ひとりとの相談により、安定就労に向けた職業訓練の受講を推進し、**職業訓練受講中から修了後の就職まで一貫した支援**を行っています。

職業訓練を通して**地域の成長分野・人手不足分野企業と求職者のマッチング**に取り組んでいます。

また、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するため、東京都・事業主団体・労働者団体等と協議を行う**東京都地域職業能力開発促進協議会**を開催しています。



■民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

都内の労働者派遣事業所数は約12,500所、職業紹介事業所数は1万所超と増加しており、全国の事業所数の約3割を占めています。

民間人材サービス事業者の適正な運営を推進し、派遣労働者や求職者等が安心して働くことができる環境を整備するため、法制度の周知、厳正な許可・届出の審査、指導監督を実施します。



労働者派遣、職業紹介事業の許可証交付式・講習会

1 同一労働同一賃金の遵守の徹底

同一労働同一賃金など派遣労働者の公正な待遇の確保に向けて、事業運営が適正に行われるよう、法制度の周知徹底や指導監督を実施します。

2 偽装請負や多重派遣に対する指導監督

いわゆる偽装請負や多重派遣を行う事業主に対しては、行政処分、勧告、公表を含む厳正な指導監督を実施します。

ストップ偽装請負 なくそう違法派遣

3 職業紹介事業者・求人メディアに対する指導監督

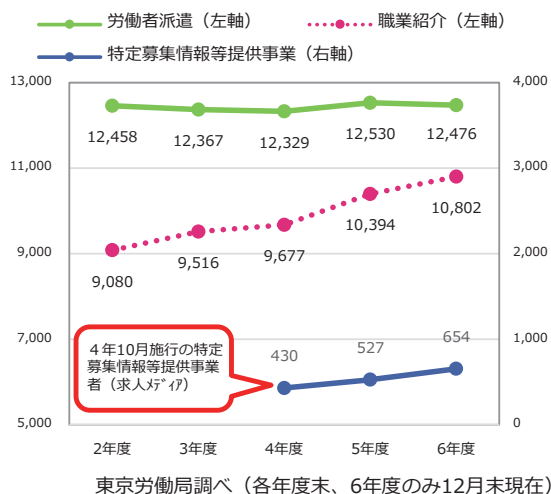
医療・介護・保育分野をはじめとする職業紹介事業の適正な運営を確保するため、法制度の周知や指導監督を実施します。

職業紹介事業者・求人メディアのほか、いわゆるスポットワーク求人を扱う事業者に対して、虚偽・誤解のない正確かつ最新の求人情報の提供、個人情報の取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応など、事業運営が適正に行われるよう指導監督を実施します。

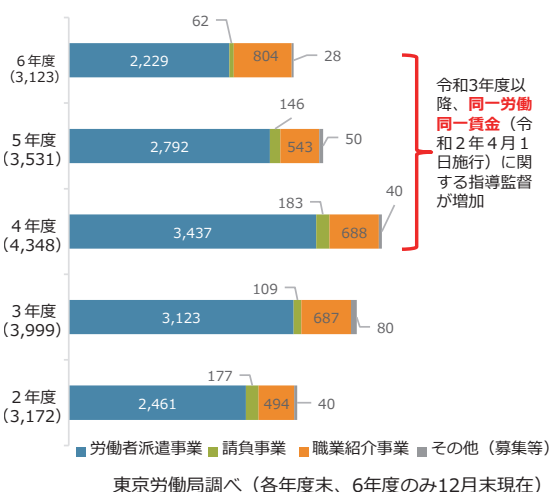
4 いわゆる「闇バイト」求人に対する取組み

「闇バイト」の求人を排除するため、関係機関と連携した取組みを実施するとともに、「闇バイト」募集に応募しないように広く注意喚起を行います。

許可・届出事業所数の推移



指導監督実施件数の推移



法制度を正しく理解いただくためのセミナーの開催

派遣元向け 「同一労働同一賃金セミナー」 労使協定に定める事項や協定締結までの流れについて、実例を交えながら解説します。	派遣先向け 「派遣先事業主・責任者講習会」 派遣労働者の受入れにあたって適用される法制度 (派遣法、労基法、均等法) を解説します。	派遣労働者向け 「派遣で働く、役立つ知識! 派遣労働者セミナー」 派遣で働く際に知っておいてほしい知識や、派遣と正社員の違い (メリット、デメリット) について解説します。	医療・介護・保育分野 職業紹介事業者向け 「職業紹介事業の適正な運営に係る講習会」 適正に運営するための留意点について、求人者の声を踏まえて解説します。
---	---	---	---

第3 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍推進に向けた取組促進等

■女性活躍推進に向けた取組促進等

女性活躍の基礎となる男女雇用機会均等法及び常時雇用する労働者数301人以上の事業主に情報公表等を義務付けている女性活躍推進法の履行確保を図るため、違反の事実が認められる企業に対する是正指導等を行います。

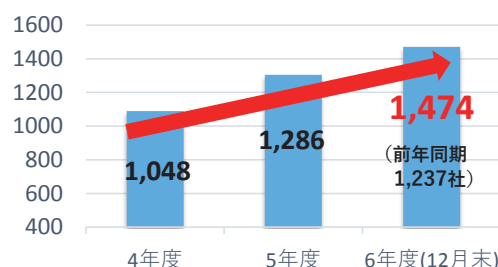
特に男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格等における男女差の結果として現れるものであることから、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、女性の活躍推進企業データベースの積極的な活用勧奨を図ります。

女性活躍推進法による認定

「えるぼし」「プラチナえるぼし」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



◆えるぼし認定企業数の推移（単位：社）



《東京労働局管内の認定状況》(令和6年12月末時点)
 えるぼし認定企業 1,474社
 プラチナえるぼし認定企業 30社

2 仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進

■仕事と育児・介護の両立支援

令和7年4月1日より、改正育児・介護休業法等が順次施行されます。

育児関係では、「子の看護休暇」が小学校3年生までに延長され、学級閉鎖や入学式なども対象になります。

また、子の年齢に応じて、「残業免除」「テレワーク」など柔軟な働き方を実現するための措置が拡充され、当該措置の個別の周知・意向確認のほか、仕事と育児の両立に関する事項の個別の意向聴取・配慮の措置が義務化されます。

介護関係では、介護に直面する前の段階から個々の労働者へ周知することで、介護離職を防ぎ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境の実現に向けた措置が強化されます。

◆東京労働局オリジナル動画



↑動画はこちら



↑動画はこちら

育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図るとともに、両立支援等助成金の支給を通じ、事業主を支援します。

労働者の権利侵害が疑われる事案等には、事業主から必要な報告を求め、法違反等には是正指導等を行います。

主な両立支援等助成金のコース

「出生時両立支援コース」…男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に育休開始の男性労働者が生じた中小企業事業主を支援

「育休中等業務代替支援コース」…育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施した中小企業事業主を支援

「介護離職防止支援コース」…「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用者が生じた中小企業事業主を支援

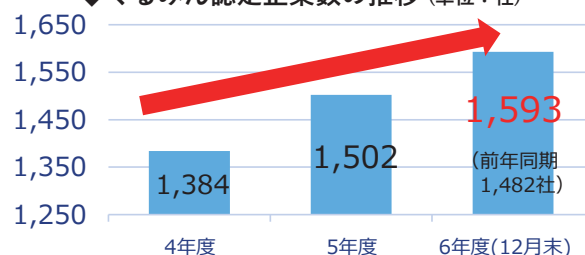
■仕事と育児・介護の両立支援

次世代法による認定

「くるみん」「トライくるみん」「プラチナくるみん」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



◆くるみん認定企業数の推移（単位：社）



《東京労働局管内の認定状況》(令和6年12月末時点)

くるみん認定企業 1,593社（うちプラス13件）
 トライくるみん認定企業 1社
 プラチナくるみん認定企業 294社（うちプラス19件）

■育児休業給付の改正（令和7年4月1日施行）

○出生後休業支援給付の創設

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、一定の要件のもと、休業開始前賃金の13%相当額（最大28日間）を給付し、既存の育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）の給付が行われます。

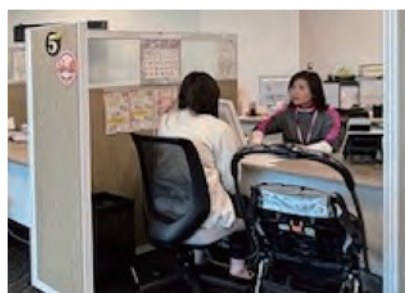
○育児時短就業給付の創設

育児とキャリア形成の両立支援の観点から、育児休業後の時短就業において、一定の要件のもと、時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

■マザーズハローワークにおける就職支援

子育てをしながら就職を希望する方を対象としたマザーズハローワーク（東京（渋谷）・日暮里・立川）及び都内7か所のハローワークに設置するマザーズコーナーにおいて、個々の求職者のニーズに応じた予約制・担当制による就職支援を行います。

あわせて、オンラインを活用した就職支援サービスを推進するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型の支援を行うほか、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保等を行います。



広々とした相談スペース



スタッフが常駐するキッズスペース



オンライン相談風景

■多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

○ ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に資する取組（年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度、選択的週休3日制度等）を促進するため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングやワークショップの活用を勧めていきます。

○ テレワークの導入・定着の促進

適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を図ります。

○ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要です。

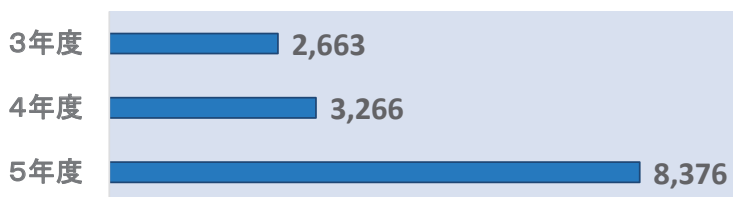
このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主の皆様に助成金を支給し、支援を行います。



3 総合的なハラスメント防止対策の推進

- 職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、是正指導を行います。
- 就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、指針に基づく望ましい取組の周知等を通じ自主的な取組を促すとともに、学生等からの相談により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。
- カスタマーハラスメントについて、対策企業マニュアル等を活用し、取組を促します。
- 事業主・相談窓口担当者向けのハラスメント対策総合サイト「あかるい職場応援団」の活用促進を図ります。

◆パワーハラスメント相談件数の推移（件）



東京労働局の相談窓口へ寄せられた相談件数

※ 4年度以降、中小事業主も防止措置義務の対象となったため増加傾向



NO ハラスメント ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

4 フリーランスの就業環境の整備

■フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保

フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な履行確保を図るため、フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導を行います。

この法律は、フリーランスと、フリーランスに仕事を発注する事業者（企業など）の間の取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境の整備（※）を図ることを目的としています。

取引の適正化は主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備は厚生労働省が施行を担当します。

※ 就業環境の整備とは

- ・募集情報の的確表示
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮（6か月以上の業務委託の場合）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備
- ・中途解除等の事前予告・理由開示（6か月以上の業務委託の場合）

○いわゆる「闇バイト」対策

「闇バイト」の募集を排除するため、フリーランスの募集を行う際には、氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬を記載することが義務付けられました。

○相談への適切な対応

フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。



フリーランス・トラブル110番
はこちら➡

5 多様な人材活躍促進

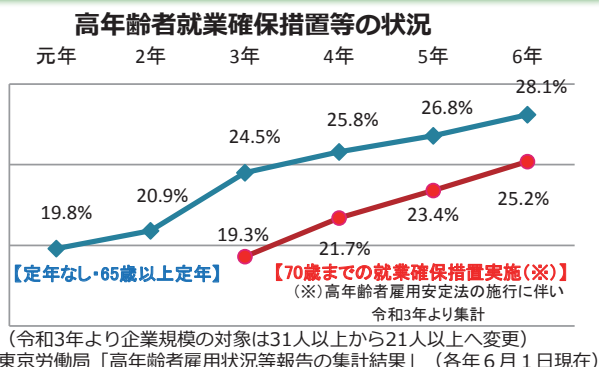
■高齢者等の就労促進

1 70歳までの就業機会確保等に向けた支援

70歳までの就業機会確保等に向け、ハローワークでは、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図っています。また、提案型相談・援助が必要な場合には、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等と連携した支援を実施しています。

2 シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）等におけるマッチング支援

都内全ハローワークに設置している「シニア応援コーナー・シニアコーナー」では、概ね60歳以上の高齢者に対し担当制による個別支援や各種セミナー、就職面接会を実施しています。



3 ミドル世代チャレンジコーナーにおけるチーム支援

就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口では、選任の担当者が就職まで一貫した支援を行うほか、就職後の定着支援も行っています。

（専門窓口：飯田橋・渋谷・新宿・池袋・足立・立川の6所に設置）

■障害者の就労支援

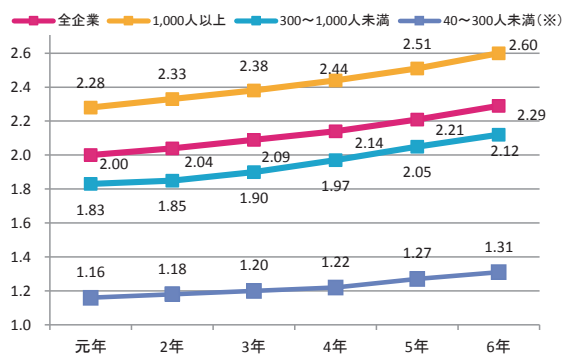
1 多様な障害特性に対応した就労支援

ハローワークの専門窓口にて、多様な障害特性に対応した就労支援を実施しています。

特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対して、新卒応援ハローワークにおいて就職準備から就職・職場定着まで一貫した支援を実施しています。

また、難病患者である求職者に対して、ハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援体制の強化を図っています。

障害者の実雇用率の推移（企業規模別）



※令和2年までは45.5～300人未満、令和3年から令和5年までは43.5～300人未満
東京労働局「障害者雇用状況の集計結果」(各年6月1日現在)

2 企業に対する障害者の雇入れ支援等

法定雇用率は令和6年4月に2.5%へ、更に令和8年7月に2.7%へ引き上げられます。また、令和7年4月に除外率(※)が10ポイント引き下げられました。

障害者雇用促進のため面接会などマッチングの機会を提供するほか、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用段階から採用後の職場定着まで一貫した支援を実施しています。

※除外率制度：障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、業種ごとに設定された除外率に相当する労働者数を控除する制度。平成14年法改正で廃止が決定し、以後、段階的に引下げを実施している。



障害者就職面接会（東京体育館）

■外国人に対する支援

1 外国人求職者に対する相談支援の実施

東京外国人雇用サービスセンター(留学生、専門的・技術的分野の在留資格)及び新宿外国人雇用支援・指導センター(定住外国人等)を中心に、ハローワークのネットワークを活用した求人情報の提供、職業紹介を実施します。

2 外国人雇用事業主に対する支援の実施

専門スタッフにより、事業主の抱える問題点や適正な雇用管理・改善に関する助言・援助を実施します。また、情報発信及び知識習得を目的とした外国人雇用管理セミナーを開催します。

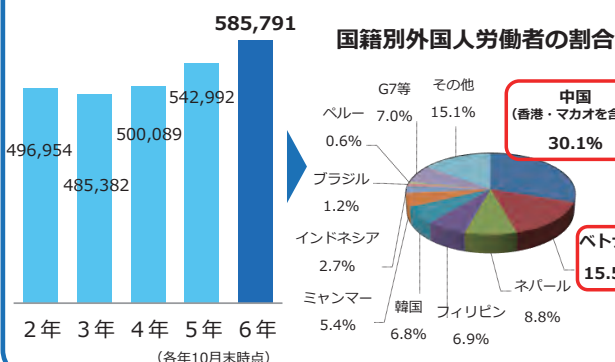
3 合同就職面接会の開催

複数の企業と外国人留学生のマッチング機会を提供することを目的として外国人留学生就職面接会を開催します。



外国人労働者数

(東京労働局「外国人雇用状況」による)



東京労働局「外国人の雇用状況の届出状況」(令和7年1月末時点)

■新規学卒者等への支援

- ・ 学校と連携し、学校へ出張して行う職業講話やセミナーなどのキャリア形成支援及び個々の状況に応じ個別担当制のきめ細かな就職支援を実施しています。
- ・ 中小企業等における若年者の人材確保に向け、各種イベントや定着のための支援を行っています。



高校生のための合同企業説明会

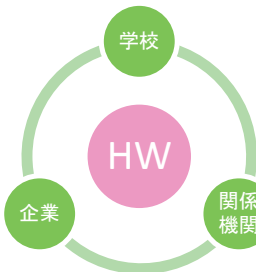


PR シートを労働局の HP に掲載

都内 2 か所の新卒応援ハローワークでは、就職活動に困難な課題を抱える学生等を専門担当者によるチーム支援等関係機関と連携し支援しています。



新規大卒者等就職面接会・合同企業説明会



【公正な採用選考を行うための取組】

事業主に対して、公正な採用選考の周知・啓発及び不適正事案を発生させた際の是正指導を厳正に行います。併せて、同和問題やLGBT等の正しい理解に関する周知・啓発を行います。

■正社員就職を希望する若者への就職支援

35 歳未満で安定した就労経験の少ない若年者の正社員就職を支援するため、ハローワークでは、わかもの支援窓口を設置し、就職活動の進め方、自分に合った求人の選択、求人への応募、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の職場定着まで、専任の担当者による支援を行っています。

また、若年求職者の職種選択の幅を広げ、求人企業とのマッチングを図るため、労働局・各ハローワーク・わかものハローワーク主催による「わかもの就職面接会」も開催しています。

■わかものハローワーク

都内 3 か所 (渋谷・新宿・日暮里) に設置し、専任の担当者により、個々の状況に応じたステップアップ型の計画的な就職支援を実施しています。

就職支援セミナー、ワークショップ、ミニ面接会を多数開催し、特にオンライン相談は利用者の皆様に広く活用されています。

～ 若年求職者に向けて、ホームページや X で最新情報を更新しています ～



MINI HACHI

東京わかものハローワーク



のびらび

新宿わかものハローワーク



ぼりぞう

日暮里わかものハローワーク

第4 職場環境改善に向けた取組

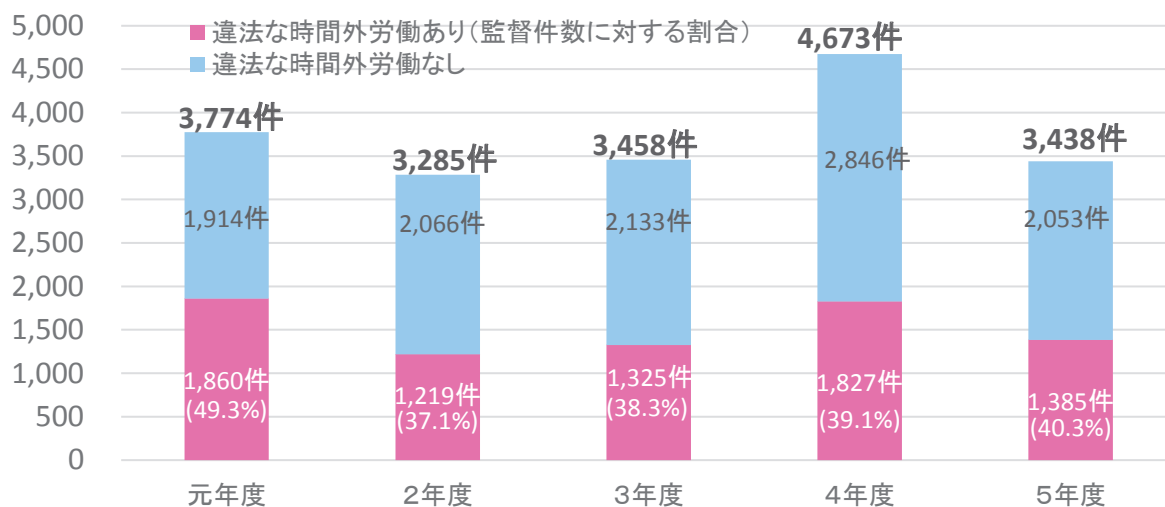
1 安全で健康に働くことができる環境づくり

■長時間労働の抑制

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、**監督指導**を実施します。

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると
考えられる事業場等への監督件数（東京）



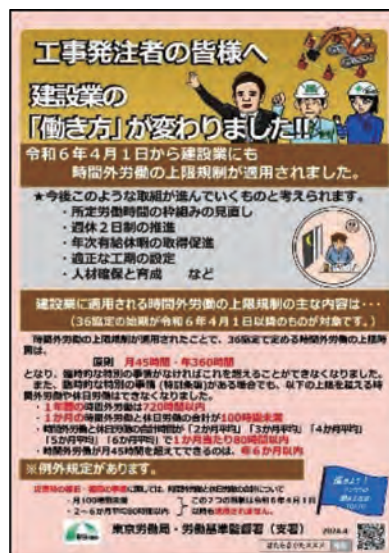
2 過労死等防止計画指導

一定期間内に複数の過労死等を発生させた企業に対しては、企業の本社を管轄する都道府県労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導（過労死等防止計画指導）を実施します。

3 建設事業・自動車運転業務・医師等（令和6年度適用開始業務等）に対する支援

建設事業・自動車運転業務については、ハローワークが実施する人手不足産業に係る雇用管理改善の取組と連携して説明会を開催するほか、関係機関と連携し、民間工事発注者や荷主等も含めた業界全体に対する総合的な支援を行います。

医師については、東京都と連携し、医療勤務環境改善支援センターを通じて医療機関への支援を実施します。



工事発注者や荷主向け啓発リーフレット

■労働相談等への対応

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

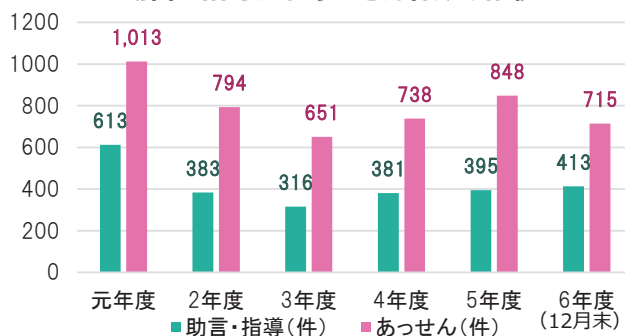
労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者の申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」によって解決を促します。

また、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働施策総合推進法」に関する相談については、適切に事業主に対する助言指導等を行うほか、現に生じている紛争については、援助及び調停による解決を図ります。

東京労働局管内の相談窓口寄せられた
相談件数の推移



東京労働局管内の
助言・指導及びあっせん件数の推移



東京の「総合労働相談コーナー」はこちら→



■労働条件の確保・改善対策

1 法定労働条件の履行確保等

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるよう、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

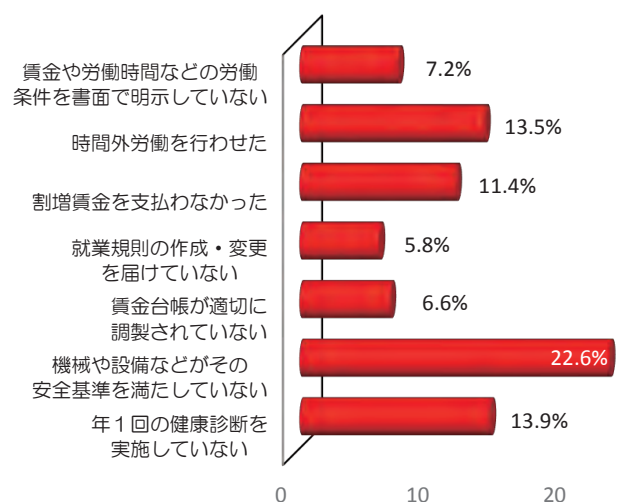
2 未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した方の救済を図ります。

3 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者の労働環境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

【定期監督などにおける主な法違反の内訳（東京：令和5年）】



■労働災害防止対策の推進

1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

(計画期間 2023年度から2027年度までの5年間)

「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

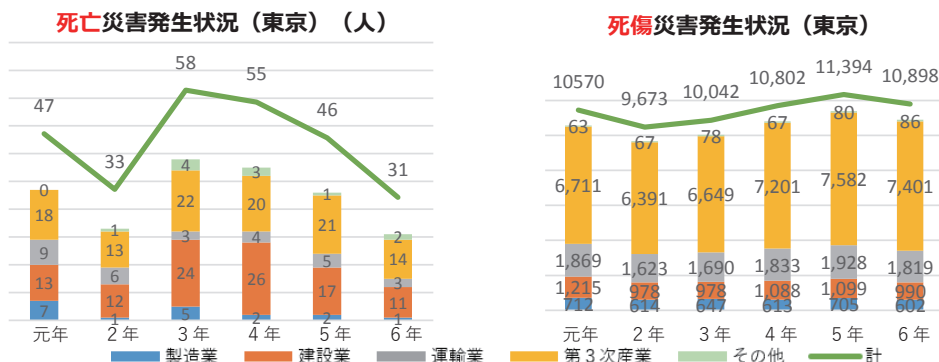
【基本目標】

死亡災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少

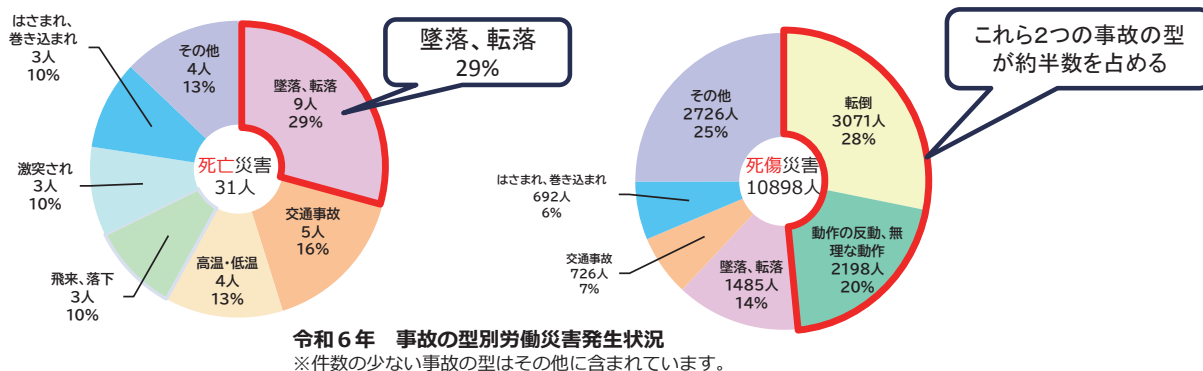
死傷災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少



Safe Work TOKYO
HP



注1：新型コロナ除く 注2：令和6年は令和7年1月末日現在の速報値



2 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

建設業における墜落・転落防止対策の徹底、陸上貨物運送事業・ビルメンテナンス業等に対して労働災害防止対策の徹底を図ります。

3 行動災害及び高年齢労働者への労働災害防止

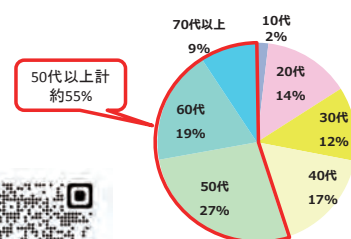
小売業や介護施設における転倒や腰痛などの労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会の運営、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を進めます。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）により安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。

高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の健康保持増進等の取組が進むよう、エイジフレンドリー補助金の利用促進を図ります。



東京労働局長による建設現場パトロール



エイジフレンドリー補助金の概要はこちら →



4 労働者の健康確保対策の推進

(1) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の推進のため、指導・援助を行います。

また、産業保健総合支援センター等の活用を促す等によりメンタルヘルス対策の取組の促進を図ります。

(2) 治療と仕事の両立支援

事業者向けセミナー等を通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。



治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 新たな化学物質規制

危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示、安全データシート（SDS）の交付、リスクアセスメントの実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施等、**事業者の主体的な取組**が進むよう、指導・援助等を行います。

(2) 石綿ばく露防止対策

建築物等の解体・改修作業時の石綿ばく露を防止するため、**建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査**をはじめとする対策の取組を推進します。

(3) 熱中症対策

暑さ指数を活用した熱中症予防対策の徹底を図ります。

また、5月から9月までの間「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を強化します。



化学物質管理強調月間説明会



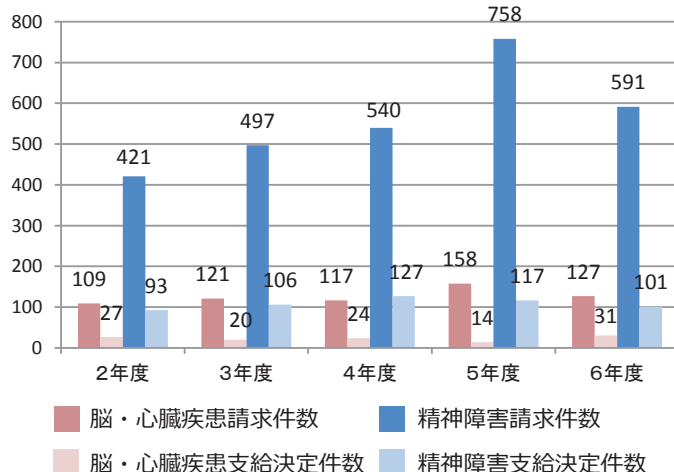
熱中症「応急手当」カード

■労災保険給付の迅速・公正な処理

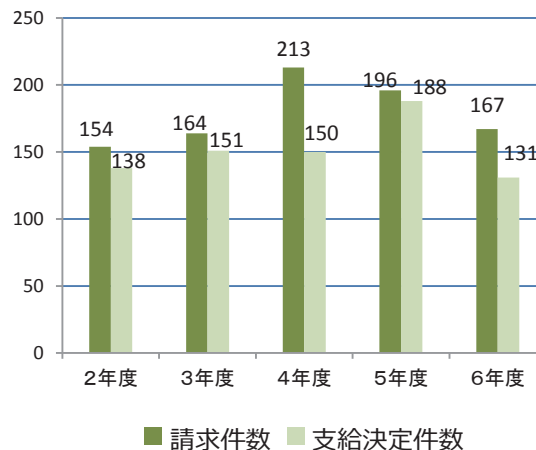
労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が**必要な保険給付**等を迅速に受けられるよう、効率的な処理に努めます。

また、近年、増加している**精神障害**をはじめとして、**脳・心臓疾患、石綿関連疾患等**に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

脳・心臓疾患、精神障害請求・支給決定件数
(東京) (件)



石綿関連疾患請求・支給決定件数
(東京) (件)



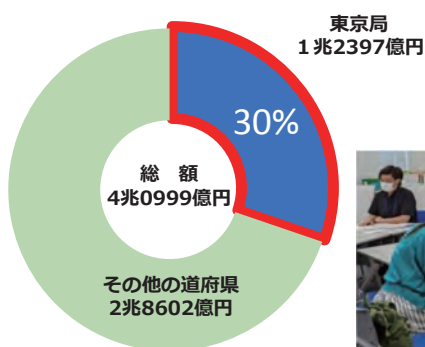
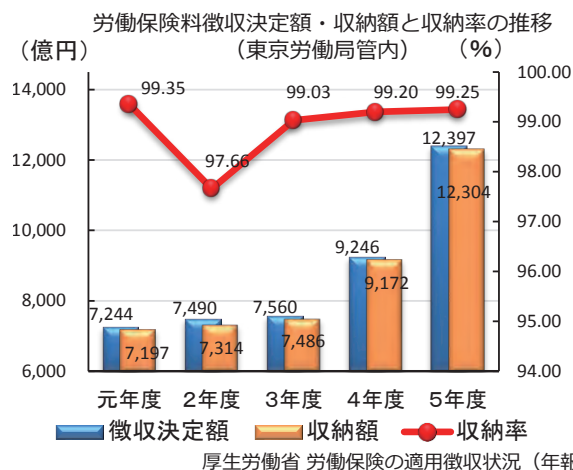
※令和6年度の数値は令和6年12月末時点の速報値

第5 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の適用徴収

■労働保険料の適正な申告・納付の促進

労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、適正な申告・納付を促進します。

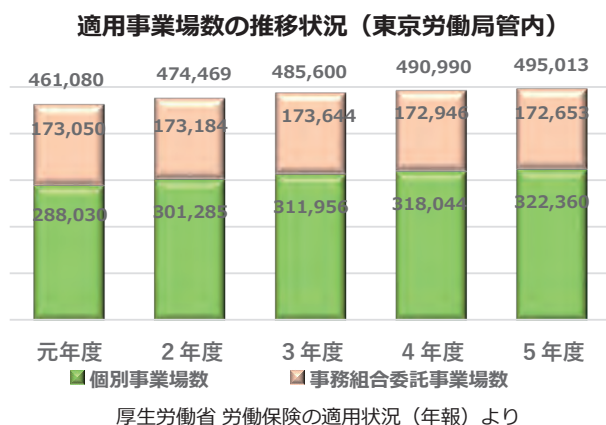


年度更新申告書受理相談コーナー

■労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和5年度は、東京局において把握した未手続事業14,593事業場に対し加入勧奨・手続指導を行い、7,943事業場(54%)について成立させました。

他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組めます。



東京局管内における適用事業場数は、全国の適用事業場数(344万1,264事業場)の14.4%を占めており、事務組合への委託率は34.9%です。(令和5年度末現在)

■特別加入制度の拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業を追加する改正省令等が令和6年11月に施行されました。今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体に対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応に取り組めます。

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも働く職場に労働保険

厚生労働省

守る責任。加入する義務。労働保険 労災保険 + 雇用保険

フリーランス(※)の皆さまへ
(※)特定受託事業に従事する方

令和6年11月から
労災保険に特別加入できるようになりました

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

「フリーランス(特定受託事業者※1)が企業等(業務委託事業者※2)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同様の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

(※1) 特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの、業務委託を行う事業者

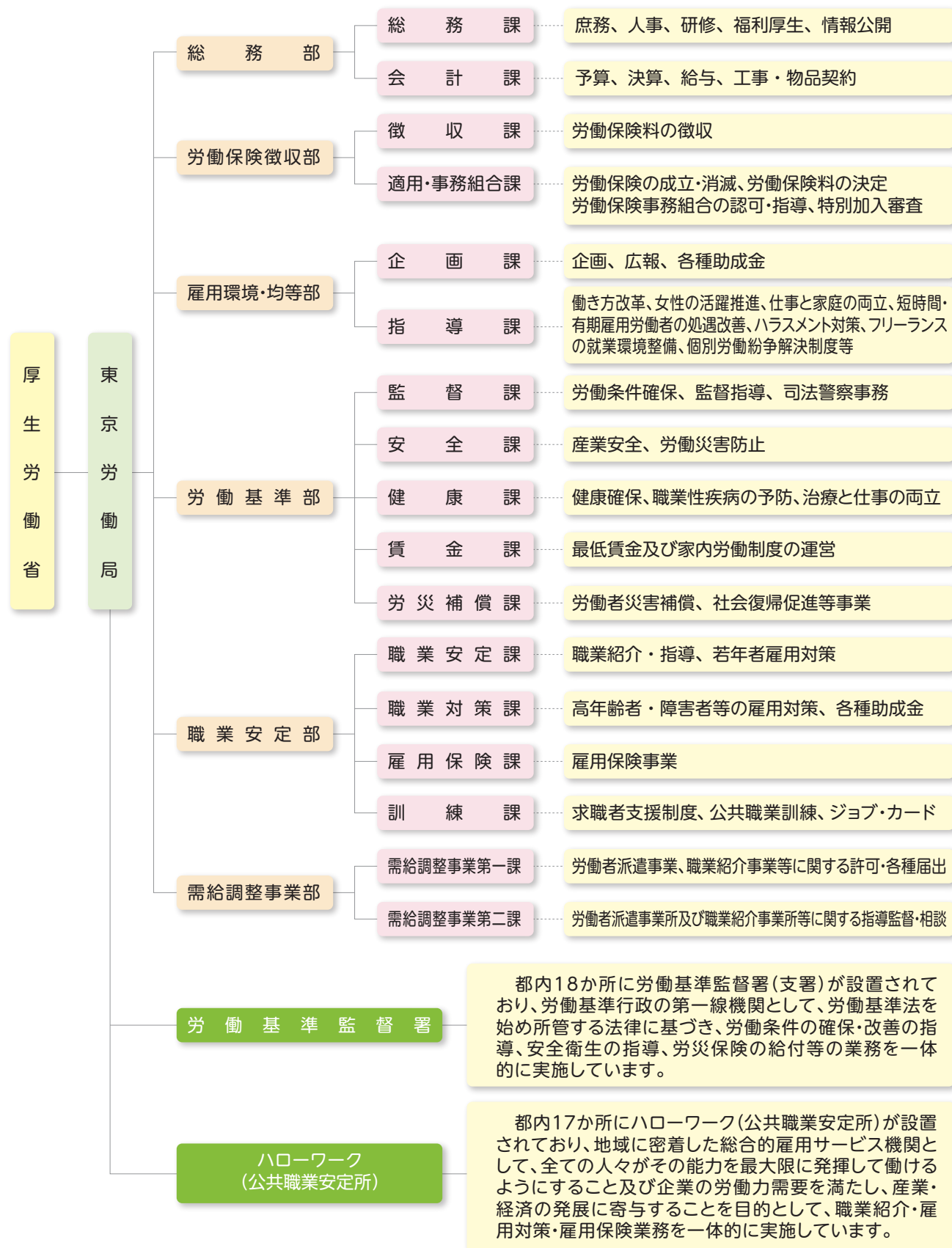
(※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

第2部 労働局の組織と業務

東京労働局の組織と業務



第3部 労働基準監督署・ハローワークのご案内

労働基準監督署一覧				令和7年4月現在
署名	所在地	Tel	Fax	管轄区域
中央	〒112-8573 文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7 階	方面 03(5803)7381 安衛 03(5803)7382 労災 03(5803)7383 総合労働相談コーナー 03(6866)0008	03(3818)8411	千代田区・中央区・文京区・大島町・八丈町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村 ※ 小笠原村は、小笠原総合事務所（父島宇東町 152） Tel. 04998-2-2102 Fax. 04998-2-3357
上野	〒110-0008 台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7 階	方面 03(6872)1230 安衛 03(6872)1315 労災 03(6872)1316 総合労働相談コーナー 03(6872)1144	03(3828)6716	台東区
三田	〒108-0014 港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3 階	方面 03(3452)5473 安衛 03(3452)5474 労災 03(3452)5472 総合労働相談コーナー 03(6858)0769	03(3452)3072	港区
品川	〒141-0021 品川区上大崎 3-13-26	方面 03(3443)5742 安衛 03(3443)5743 労災 03(3443)5744 総合労働相談コーナー 03(6681)1521	03(3443)6856	品川区・目黒区
大田	〒144-8606 大田区蒲田 5-40-3 TT 蒲田駅前ビル 8・9 階	方面 03(3732)0174 安衛 03(3732)0175 労災 03(3732)0173 総合労働相談コーナー 03(6842)2143	03(3730)9575	大田区
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	方面 03(3780)6527 安衛 03(3780)6535 労災 03(3780)6507 総合労働相談コーナー 03(6849)1167	03(3780)6595	渋谷区・世田谷区
新宿	〒169-0073 新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階	方面 03(3361)3949 安衛 03(3361)3974 労災 03(3361)4402 総合労働相談コーナー 03(6863)4460	03(3361)6200	新宿区・中野区・杉並区
池袋	〒171-8502 豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	方面 03(3971)1257 安衛 03(3971)1258 労災 03(3971)1259 総合労働相談コーナー 03(6871)6537	03(3590)6532	豊島区・板橋区・練馬区
王子	〒115-0045 北区赤羽 2-8-5	方面 03(6679)0183 安衛 03(6679)0186 労災 03(6679)0226 総合労働相談コーナー 03(6679)0133	03(3901)3612	北区
足立	〒120-0026 足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4 階	方面 03(3882)1188 安衛 03(3882)1190 労災 03(3882)1189 総合労働相談コーナー 03(6684)4573	03(3879)0731	足立区・荒川区
向島	〒131-0032 墨田区東向島 4-33-13	方面 03(5630)1031 安衛 03(5630)1032 労災 03(5630)1033 総合労働相談コーナー 03(5630)1043	03(5247)4435	墨田区・葛飾区
亀戸	〒136-8513 江東区亀戸 2-19-1 カメラアプラザ 8 階	方面 03(3637)8130 安衛 03(3637)8131 労災 03(3637)8132 総合労働相談コーナー 03(6849)4503	03(3685)5218	江東区
江戸川	〒134-0091 江戸川区船堀 2-4-11	方面 03(6681)8212 安衛 03(6681)8213 労災 03(6681)8232 総合労働相談コーナー 03(6681)8125	03(5667)1531	江戸川区
八王子	〒192-0046 八王子市明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎 3 階	方面 042(680)8752 安衛 042(680)8785 労災 042(680)8923 総合労働相談コーナー 042(680)8081	042(646)1524	八王子市・日野市・多摩市・稲城市
立川	〒190-8516 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階	方面 042(523)4472 安衛 042(523)4473 労災 042(523)4474 総合労働相談コーナー 042(846)4821	042(522)0565	立川市・昭島市・府中市・小金井市・東村山市・小平市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
青梅	〒198-0042 青梅市東青梅 2-6-2	監督 0428(28)0058 安衛 0428(28)0331 労災 0428(28)0392 総合労働相談コーナー 0428(28)0854	0428(23)4330	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
三鷹	〒180-8518 武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3 階	方面 0422(67)0651 安衛 0422(67)1502 労災 0422(67)3422 総合労働相談コーナー 0422(67)6340	0422(46)1214	武蔵野市・三鷹市・調布市・西東京市・狛江市・清瀬市・東久留米市
* 町田	〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	監督 042(718)8610 安衛 042(718)9134 労災 042(718)8592 総合労働相談コーナー 042(718)8342	042(724)0071	町田市

* 町田は八王子署の支署です。※各監督署の地図は東京労働局ホームページからご覧いただけます。(<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>)

総合労働相談コーナー			
有楽町総合労働相談コーナー	〒100-0006 千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 3 階	Tel. 03(5288)8500 Fax. 03(5288)8501	●解雇、雇止め、労働条件、募集、採用、いじめ・嫌がらせ等を含めた労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けます。 ●労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会によるあっせん制度等により、問題の早期解決を支援します。
東京労働局総合労働相談コーナー	〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14 階	Tel. 03(3512)1608 Fax. 03(3512)1553	

※総合労働相談はフリーダイヤル [0120-601-556] でもご利用可能です。(都内の一般電話から通話できます。) 通話は有楽町総合労働相談コーナーにつながります。

ハローワーク (公共職業安定所) 一覧

所名		所在地	Tel・Fax	管轄区域
飯田橋		〒112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎	Tel. 03(3812)8609 Fax. 03(5684)8193	千代田区・中央区・文京区・大島町・八丈町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村 ※ 小笠原村は、小笠原総合事務所(父島字東町152) Tel. 04998-2-2102 Fax. 04998-2-3357
	ハローワーク飯田橋 U-35	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター3階	Tel. 03(5212)8609 Fax. 03(5211)2403	●35歳未満の若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供
	ハローワーク飯田橋 シニアコーナー	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター1階	Tel. 03(5211)2360 Fax. 03(5211)2364	●55歳以上の高齢者専用の職業相談と紹介
上野		〒110-8609 台東区東上野2-7-5 倍楽ビル (東上野II) 2F・3F	Tel. 03(5818)8609 Fax. 03(3837)8604	台東区
品川		〒108-0014 港区芝5-35-3	Tel. 03(5419)8609 Fax. 03(3455)2432	港区・品川区
	品川区就業センター	〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区中小企業センター1階	Tel. 03(5498)6353 Fax. 03(5498)6354	
大森		〒143-8588 大田区大森北4-16-7	Tel. 03(5493)8609 Fax. 03(3762)5050	大田区
	蒲田ワークプラザ	〒144-0052 大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル4階	Tel. 03(5711)8609 Fax. 03(5711)8617	
渋谷		〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	Tel. 03(3476)8609 Fax. 03(5458)2756	渋谷区・世田谷区・目黒区
	マザーズ ハローワーク東京	〒150-0031 渋谷区桜丘町1-2 渋谷サク ラステッジ セントラルビル SHIBUYAサイド10階	Tel. 03(5728)8609	●仕事と子育ての両立をめざす方等の就職支援等
	東京わかもの ハローワーク	〒150-0002 渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8階	Tel. 03(3409)0328 Fax. 03(3409)0399	●正規雇用をめざす若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供
	ワークサポート せたがや	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階 三茶おしごとカフェ内 (三軒茶屋就労支援センター内)	Tel. 03(3413)8609 Fax. 03(3411)6690	(世田谷区ふるさとハローワーク)
	ワークサポート めぐろ	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区役所総合庁舎1階	Tel. 03(5722)9326 Fax. 03(5773)8156	(目黒区ふるさとハローワーク)
新宿	歌舞伎町庁舎	〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10	Tel. 03(3200)8609 Fax. 03(3232)0031	新宿区・中野区・杉並区
	西新宿庁舎	〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階	雇用保険給付課 Tel. 03(5325)9580 Fax. 03(3340)9025	職業相談 Tel. 03(5325)9593 Fax. 03(3345)6059
	東京新卒応援 ハローワーク	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル21階	Tel. 03(5339)8609 Fax. 03(5339)8651	●大学(院)・短大・高専・専修学校等を卒業される方及び概ね卒業後3年以内の既卒者の就職支援
	東京外国人雇用 サービスセンター	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13階	Tel. 03(5361)8722 Fax. 03(3358)6564	●外国人留学生、専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人の就職支援
	新宿外国人雇用支援・ 指導センター	〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿1階	Tel. 03(3204)8609 Fax. 03(3204)8619	●日本人の配偶者等、定住者などの就労に制限のない在留資格の方・アルバイトを希望する外国人留学生等の就労支援
	新宿わかもの ハローワーク	〒160-0023 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階	Tel. 03(5909)8609 Fax. 03(5321)8609	●正規雇用をめざす若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供
	杉並区就労支援 センター	〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並1階	Tel. 03(3398)8619 Fax. 03(3398)3581	
池袋	本庁舎	〒170-8409 豊島区東池袋3-5-13	Tel. 03(3987)8609 Fax. 03(3982)5726	豊島区・板橋区・練馬区
	サンシャイン庁舎	〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	雇用保険給付課 Tel. 03(5958)8609 Fax. 03(3987)5365	職業相談 Tel. 03(5911)8609 Fax. 03(3987)8622
	ハローワーク プラザ成増	〒175-0094 板橋区成増3-13-1 アリエス2階	Tel. 03(5968)8609 Fax. 03(5968)8606	
	ワークサポート ねりま	〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園ピアレスA棟2階 石神井公園区民交流センター内	Tel. 03(3904)8609 Fax. 03(3997)1009	(練馬区ふるさとハローワーク)
王子		〒114-0002 北区王子6-1-17	Tel. 03(5390)8609 Fax. 03(5390)0175	北区
赤羽 しごとコーナー		〒115-0045 北区赤羽1-1-38 赤羽区民事務所内	Tel. 03(3908)0161 Fax. 03(5993)0080	(北区ふるさとハローワーク)
足立		〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階	Tel. 03(3870)8609 Fax. 03(3870)2052	足立区・荒川区
	あだち ワークセンター	〒121-0816 足立区梅島2-2-2 足立区役所別館2階	Tel. 03(3880)0957 Fax. 03(5845)2871	
	JOBコーナー町屋	〒116-0002 荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階 ムーブ町屋内	Tel. 03(3819)7771 Fax. 03(3819)7766	(荒川区ふるさとハローワーク)
	マザーズ ハローワーク日暮里	〒116-0013 荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル5階	Tel. 03(5850)8611 Fax. 03(3805)7081	●仕事と子育ての両立をめざす方等の就職支援等
	日暮里わかもの ハローワーク	〒116-0013 荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7階	Tel. 03(5850)8609 Fax. 03(3805)7080	●正規雇用をめざす若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供

所名		所在地	Tel・Fax	管轄区域
墨田		〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	Tel. 03(5669)8609 Fax. 03(5600)6276	墨田区・葛飾区
	かつしか ワークプラザ	〒124-0003 葛飾区お花茶屋1-19-18 タイアレスステーション プラザお花茶屋2階	Tel. 03(3604)8609 Fax. 03(3604)8622	
木場		〒135-8609 江東区木場2-13-19	Tel. 03(3643)8609 Fax. 03(5245)5080	江東区・江戸川区
	船堀 ワークプラザ	〒134-0091 江戸川区船堀3-7-17 第5トヨダビル6階	Tel. 03(5659)8609 Fax. 03(5659)8614	
	ほっとワーク えどがわ	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所東棟1階	Tel. 03(5662)0359 Fax. 03(5661)2505	
八王子		〒192-0904 八王子市子安町1-13-1	Tel. 042(648)8609 Fax. 042(648)8613	八王子市・日野市
	八王子 しごと情報館	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル3階	Tel. 042(656)4788 Fax. 042(656)3957	
	八王子新卒応援 ハローワーク	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階	Tel. 042(631)9505 Fax. 042(680)8515	●大学(院)・短大・高専・専修学校等を卒業される方及び概ね卒業後3年以内の既卒者の就職支援
	ナイスワーク高幡	〒191-0031 日野市高幡1011番地 日野市立福祉支援セン ター2階	Tel. 042(593)5991 Fax. 042(593)5995	(日野市ふるさとハローワーク)
立川		〒190-8609 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎1～3階	Tel. 042(525)8609 Fax. 042(524)3013	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市・東村山市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市
	ワークプラザ立川南	〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立 川市合同施設4階	Tel. 042(523)1509 Fax. 042(525)8699	
	マザーズ ハローワーク立川	〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立 川市合同施設4階	Tel. 042(529)7465 Fax. 042(524)1088	●仕事と子育ての両立をめざす方等の就職支援等
	東大和 就職情報室	〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市役所5階	Tel. 042(563)2111 内線1194 Fax. 042(590)0115	(東大和市ふるさとハローワーク)
	こだい 就職情報室	〒187-0043 小平市学園東町1-19-13 小平市福祉会館3階	Tel. 042(344)1215 Fax. 042(346)2260	(小平市ふるさとハローワーク)
	あきしま 就職情報室	〒196-0015 昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民セ ンター1階	Tel. 042(544)8617 Fax. 042(544)8618	(昭島市ふるさとハローワーク)
	東村山 就職情報室	〒189-8501 東村山市本町1-1-1 東村山市民センター1階	Tel. 042(306)4080 Fax. 042(306)4081	(東村山市ふるさとハローワーク)
青梅	本庁舎	〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16	Tel. 0428(24)8609 Fax. 0428(24)5528	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
	分庁舎	〒198-0042 青梅市東青梅3-20-7 山崎ビル		
	あきる野 ハローワーク 求人情報コーナー	〒197-0814 あきる野市二宮350番地 あきる野市役所別館3階	Tel. 042(550)0458 Fax. 042(550)0451	(あきる野市ふるさとハローワーク)
	瑞穂 ハローワーク 求人情報コーナー	〒190-1221 西多摩郡瑞穂町大字箱 根ヶ崎2335番地 瑞穂町役場庁舎3階	Tel. 042(568)5141 Fax. 042(556)8679	(瑞穂町ふるさとハローワーク)
三鷹	本庁舎	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	Tel. 0422(47)8609 Fax. 0422(49)0601	三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市
	分庁舎	〒181-0013 三鷹市下連雀4-15-31 KDXレジデンス三鷹1 階・2階		
	東久留米 ワークコーナー	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所2階	Tel. 042(470)7777 内線3221 Fax. 042(472)9110	(東久留米市ふるさとハローワーク)
	西東京 就職情報コーナー	〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎 2階	Tel. 042(464)1860 Fax. 042(451)6520	(西東京市ふるさとハローワーク)
	清瀬・ハローワーク 就職情報室	〒204-0021 清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階	Tel. 042(494)8609 Fax. 042(494)8614	(清瀬市ふるさとハローワーク)
町田	本庁舎	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	Tel. 042(732)8609 Fax. 042(862)0090	町田市
	森野ビル庁舎	〒194-0022 町田市森野1-23-19 小田急町田森野ビル2階	Tel. 042(732)8609 Fax. 042(739)2581	
府中		〒183-0045 府中市美好町1-3-1	Tel. 042(336)8609 Fax. 042(362)0330	府中市・稲城市・多摩市・調布市・狛江市
	調布国領 しごと情報広場	〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティ2階	Tel. 042(480)8103 Fax. 042(480)8143	
	永山 ワークプラザ	〒206-0025 多摩市永山1-5ベルブ 永山4階	Tel. 042(375)0951 Fax. 042(337)8928	(多摩市ふるさとハローワーク)

※各ハローワークの地図は東京労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html>) からご覧いただけます。

東京労働局 所在地案内

東京労働局〔九段第3合同庁舎〕 千代田区九段南 1-2-1 12～14階

14階

総務部：〒102-8305

総務課	03-3512-1600
会計課	03-3512-1602

雇用環境・均等部：〒102-8305

企画課（企画担当）	03-6867-0212
（助成金担当）	03-6893-1100
指導課（働き方改革）	03-6867-0211
（女性の活躍推進、仕事と家庭の両立、短時間・有期労働者の処遇改善）	03-3512-1611
（総合労働相談コーナー）	03-3512-1608

12階

労働保険徴収部：〒102-8307

徴収課	03-3512-1627
適用・事務組合課	03-3512-1628
適用・事務組合課 事務組合室	03-3512-1629

職業安定部：〒102-8305

職業安定課	03-3512-1653
職業対策課	03-3512-1664
雇用保険課	03-3512-1670
訓練課	03-6684-1700

※各種助成金に関するお問い合わせはハローワーク助成金事務センター
03-5337-7411

〔新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 1～3階〕

13階

労働基準部：〒102-8306

監督課	03-3512-1612
安全課	03-3512-1615
健康課	03-3512-1616
賃金課	03-3512-1614
労災補償課	
労災補償総合案内	03-3512-1617
第三者行為	03-3512-1622
社会復帰促進等事業	03-3512-1620
診療費関係（分室）	03-5812-8391

東京労働局 九段第3合同庁舎



東京労働局〔海岸庁舎〕 〒108-8432 港区海岸 3-9-45

需給調整事業部

需給調整事業第一課 03-3452-1472
（労働者派遣事業、職業紹介事業等に関する許可・各種届出）

需給調整事業第二課 03-3452-1474
（労働者派遣事業所及び職業紹介事業所等に関する指導監督・相談）

東京労働局海岸庁舎

